

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	市回答
8	要求水準書	72	8	1	(6)	①	ア			業務従事者	<p>S P Cが直接雇用を行った場合、給与計算事務や労務管理（社会保険・労災保険・源泉所得税等）のS P C負担の事務コストが増大します。</p> <p>出向受入（出向契約）とした場合においても、出向元と出向先と給与負担額相当の清算方法及び支給給与により、税務上の課題があり、法人税法上の損金算入可否や消費税法上の課税仕入の取扱い等の作業が増え、結果、事務コストが増加します。</p> <p>また、役員となった場合において役員給与規定を受けることとなります。</p> <p>S P Cとしてリスクが増加するだけでなく、事業費が著しく増えることとなるため、実質、S P Cの従業員と同等レベルの要求水準で、雇用形態は在籍出向など事業者の提案事項としてお認めいただけませんか。</p>	<p>業務従事者の配置方法については、偽装請負等の法的問題が生じるおそれのない範囲において、事業者の提案に委ねます。なお、在籍出向については可とします。</p>